

改 正 後	改 正 前
<p>申告所得税及び復興特別所得税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて (事務運営指針)</p> <p>標題のことについて、国税通則法（以下「通則法」という。）第65条及び第66条の規定の適用に関し留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。</p> <p>(趣旨)</p> <p>申告所得税及び復興特別所得税の過少申告加算税及び無申告加算税の賦課に関する取扱基準の整備等を図ったものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>申告所得税及び復興特別所得税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて (事務運営指針)</p> <p>標題のことについて、国税通則法（以下「通則法」という。）第65条及び第66条の規定の適用に関し留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。</p> <p>(趣旨)</p> <p>申告所得税及び復興特別所得税の過少申告加算税及び無申告加算税の賦課に関する取扱基準の整備等を図ったものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p>
<p>第1 過少申告加算税の取扱い (省略)</p>	<p>第1 過少申告加算税の取扱い (同左)</p>
<p>第2 無申告加算税の取扱い</p> <p>1 (省略)</p> <p>(通則法第66条第1項、<u>第3項、第6項、第8項又は第9項</u>の更正等予知)</p> <p>2 <u>第1の1</u>の取扱いは、通則法第66条第1項、<u>第3項、第6項、第8項又は第9項</u>の規定を適用する場合において、期限後申告書又は修正申告書の提出が決定又は更正があるべきことを予知してされたものである場合の判定について準用する。</p>	<p>第2 無申告加算税の取扱い</p> <p>1 (同左)</p> <p>(通則法第66条第1項、<u>第7項又は第8項</u>の更正等予知)</p> <p>2 <u>第1の2</u>の取扱いは、通則法第66条第1項、<u>第7項又は第8項</u>の規定を適用する場合において、期限後申告書又は修正申告書の提出が決定又は更正があるべきことを予知してされたものである場合の判定について準用する。</p>
<p>(<u>通則法第66条第3項の納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実等</u>)</p> <p><u>3 通則法第66条第1項の規定に該当する場合において、第1の3に掲げるような事実があると認められるときは、同条第3項の「加算後累積納付税額の計算の基礎となった事実のうち(……)納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるとき」に該当するものとして取り扱う。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>(注) <u>通則法第66条第7項において準用する通則法第65条第5項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合において、同号に規定する「正当な理由があると認められる事実に基づく税額」は、通則法第66条第2項に規定する加算後累積納付税額には含まれないのであるから、当該事実に基づく税額は同条第3項の「納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実に基づく税額」に含まれないことに留意す</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p>る。</p> <p><u>(期限後申告書の提出又は決定があった場合における通則法第66条第3項の規定の適用に関する留意事項)</u></p> <p>4 <u>通則法第66条第1項第1号に該当する場合には、期限後申告又は決定前の税額(還付金の額に相当する税額を含む。)</u>は存在しないのであるから、その場合には、<u>同条第2項に規定する加算後累積納付税額の計算の基礎となった事実については、その全てが、同条第3項の「申告、更正又は決定前の税額(還付金の額に相当する税額を含む。)</u>の計算の基礎とされていなかったこと」となることに留意する。</p> <p>(通則法第66条第5項の加重措置の適用に関する留意事項)</p> <p>5 第1の2の取扱いは、<u>通則法第66条第5項の規定の適用について準用する。</u></p> <p><u>(通則法第66条第6項の規定の適用に当たっての留意事項)</u></p> <p>6 <u>通則法第66条第6項の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。</u></p> <p>(1) <u>通則法第119条第4項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた場合には、通則法第66条第6項第1号に規定する無申告加算税等を課されたことがある場合に該当せず、通則法第119条第4項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた、又は切り捨てられる場合には、特定無申告加算税等(通則法第66条第6項第2号に規定する特定無申告加算税等をいう。以下6において同じ。)を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合に該当しない。</u></p> <p>(2) <u>源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税とこれ以外の所得税及び復興特別所得税は同一税目として取り扱わない。</u></p> <p>(通則法第66条第8項の調査通知に関する留意事項)</p> <p>7 第1の4の取扱いは、<u>調査通知を行う場合の通則法第66条第8項の規定の適用について準用する。</u></p> <p>(無申告加算税を課す場合の留意事項)</p> <p>8 <u>通則法第66条の規定による無申告加算税を課す場合には、次の点に留意する。</u></p> <p>(1) <u>申告書が期限後に提出され、その期限後に提出されたことについて通則法第66条第1項ただし書に規定する正当な理由があると認められる場合又は同条第9項の規定の適用があった場合において、当該申告について、更に修正申告書の提出があり、又は更正があったときは、当該修正申告又は更正により納付することとなる税額につい</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(通則法第66条第4項の加重措置の適用に関する留意事項)</p> <p>3 第1の2の取扱いは、<u>通則法第66条第4項の規定の適用について準用する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(通則法第66条第7項の調査通知に関する留意事項)</p> <p>4 第1の4の取扱いは、<u>調査通知を行う場合の通則法第66条第7項の規定の適用について準用する。</u></p> <p>(無申告加算税を課す場合の留意事項)</p> <p>5 <u>通則法第66条の規定による無申告加算税を課す場合には、次の点に留意する。</u></p> <p>(1) <u>申告書が期限後に提出され、その期限後に提出されたことについて通則法第66条第1項ただし書に規定する正当な理由があると認められる場合又は同条第8項の規定の適用があった場合において、当該申告について、更に修正申告書の提出があり、又は更正があったときは、当該修正申告又は更正により納付することとなる税額につい</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>ては無申告加算税を課さないで通則法第65条の規定による過少申告加算税を課す。</p> <p>(2) 通則法第66条第7項において準用する通則法第65条第5項第1号に定める正当な理由があると認められる事実は、第1の3に<u>掲げる</u>ような事実とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>	<p>ては無申告加算税を課さないで通則法第65条の規定による過少申告加算税を課す。</p> <p>(2) 通則法第66条第6項において準用する通則法第65条第5項第1号に定める正当な理由があると認められる事実は、第1の3に定めるような事実とする。</p> <p>(3) <u>通則法第119条第4項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた場合には、通則法第66条第5項に規定する「無申告加算税(……)又は重加算税(……)を課されたことがあるとき」に該当しない。</u></p> <p>(4) <u>通則法第66条第5項の適用に当たっては、源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税とこれ以外の所得税及び復興特別所得税は同一税目として取り扱わない。</u></p>
<p>第3 過少申告加算税等の計算 (累積増差税額等に含まれない税額)</p> <p>1 通則法第65条第3項第1号に規定する累積増差税額には、同条第6項の規定の適用がある修正申告書の提出により納付すべき税額は含まれないものとし、<u>通則法第66条第4項</u>に規定する累積納付税額には、<u>同条第8項</u>の規定の適用がある期限後申告書又は修正申告書の提出により納付すべき税額は含まれないものとする。</p> <p>(注) 通則法第65条第6項の規定の適用がある修正申告書又は通則法第66条第8項の規定の適用がある期限後申告書若しくは修正申告書において、第1の4(3)の取扱いによって、調査通知がある前に行われたものとして取り扱われないものが含まれる場合は、これに対応する納付すべき税額は、それぞれ通則法第65条第3項第1号に規定する累積増差税額又は<u>通則法第66条第4項</u>に規定する累積納付税額に含まれることに留意する。</p> <p>(過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基礎となる税額の計算方法)</p> <p>2 過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基礎となる税額を計算する場合において、<u>通則法第65条第5項第1号(通則法第66条第7項において準用する場合を含む。)</u>の規定により控除すべきものとして国税通則法施行令第27条第2項第1号に規定する正当な理由があると認められる事実(以下「正当事実」という。)のみに基づいて更正、決定、修正申告又は期限後申告(以下「更正等」という。)があったものとした場合の税額の基礎となる所得金額は、その更正等があった後の所得金額から正当事実に基づかない部分の所得金額(以下「過少対象所得」という。)を控除して計算する。</p> <p>3 (省略)</p> <p><u>(通則法第66条第3項の規定の適用の有無を判定するための加算後累積納付税額の計算)</u></p>	<p>第3 過少申告加算税等の計算 (累積増差税額等に含まれない税額)</p> <p>1 通則法第65条第3項第1号に規定する累積増差税額には、同条第6項の規定の適用がある修正申告書の提出により納付すべき税額は含まれないものとし、<u>通則法第66条第3項</u>に規定する累積納付税額には、<u>同条第7項</u>の規定の適用がある期限後申告書又は修正申告書の提出により納付すべき税額は含まれないものとする。</p> <p>(注) 通則法第65条第6項の規定の適用がある修正申告書又は通則法第66条第7項の規定の適用がある期限後申告書若しくは修正申告書において、第1の4(3)の取扱いによって、調査通知がある前に行われたものとして取り扱われないものが含まれる場合は、これに対応する納付すべき税額は、それぞれ通則法第65条第3項第1号に規定する累積増差税額又は<u>通則法第66条第3項</u>に規定する累積納付税額に含まれることに留意する。</p> <p>(過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基礎となる税額の計算方法)</p> <p>2 過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基礎となる税額を計算する場合において、<u>通則法第65条第5項第1号(通則法第66条第6項において準用する場合を含む。)</u>の規定により控除すべきものとして国税通則法施行令第27条第2項第1号に規定する正当な理由があると認められる事実(以下「正当事実」という。)のみに基づいて更正、決定、修正申告又は期限後申告(以下「更正等」という。)があったものとした場合の税額の基礎となる所得金額は、その更正等があった後の所得金額から正当事実に基づかない部分の所得金額(以下「過少対象所得」という。)を控除して計算する。</p> <p>3 (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>4 通則法第66条第3項の規定により加算後累積納付税額から控除すべきものとして国税通則法施行令第27条第6項に規定する納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実（以下「帰責性のない事実」という。）のみに基づいて通則法第66条第1項各号に規定する申告、更正又は決定（以下「申告等」という。）があったものとした場合の税額の計算の基礎となる所得金額は、その申告等があった後の所得金額から帰責性のない事実に基づかない部分の所得金額を控除して計算する。なお、帰責性のない事実に基づかない部分の所得金額は、帰責性のない事実以外の事実に基づく収入金額及びこれを得るのに必要と認められる必要経費の金額を基礎として計算する。</u></p> <p>（修正申告書又は期限後申告書の提出が調査通知後に行われた場合の留意事項）</p> <p><u>5 第1の4(3)ロただし書の取扱い（第2の7において準用する場合を含む。）を行う場合において、過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基礎となる税額を計算するときは、次の点に留意する。</u></p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) <u>通則法第66条第1項に規定する無申告加算税の計算の基礎となる税額を計算する場合及び同条第3項の加算後累積納付税額を計算する場合には、過少対象所得から当該減額更正に係る部分の所得金額を控除して計算する。</u></p> <p>（注） 当該減額更正に係る部分には通則法第66条第8項の規定が適用される。</p> <p>（重加算税について少額不徴収に該当する場合の過少対象所得の計算）</p> <p><u>6 通則法第119条第4項の規定により重加算税を課さない場合には、その課さない部分に対応する所得金額は、過少対象所得に含まれないのであるから留意する。</u></p> <p><u>（通則法第66条第3項の規定による無申告加算税額の計算）</u></p> <p><u>7 通則法第66条第3項各号に掲げる税額は、通則法第118条第3項の「その計算の基礎となる税額」に該当するのであるから、通則法第66条第3項の規定により無申告加算税の額を計算する場合において、同項各号に掲げる税額に区分された加算後累積納付税額若しくは累積納付税額のそれぞれの税額に1万円未満の端数があるとき又はこれらの税額の全額が1万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算することに留意する。</u></p>	<p>（新 設）</p> <p>（修正申告書又は期限後申告書の提出が調査通知後に行われた場合の留意事項）</p> <p><u>4 第1の4(3)ロただし書の取扱い（第2の4において準用する場合を含む。）を行う場合において、過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基礎となる税額を計算するときは、次の点に留意する。</u></p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 通則法第66条第1項に規定する無申告加算税の計算の基礎となる税額を計算する場合には、過少対象所得から当該減額更正に係る部分の所得金額を控除して計算する。</p> <p>（注） 当該減額更正に係る部分には通則法第66条第7項の規定が適用される。</p> <p>（重加算税について少額不徴収に該当する場合の過少対象所得の計算）</p> <p><u>5 （同左）</u></p> <p>（新 設）</p>